

平成二十年十二月十九日受領  
答弁第三二二六号

内閣衆質一七〇第三二六号

平成二十年十二月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出中国の海洋調査船による我が国領海への侵入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出中国の海洋調査船による我が国領海への侵入に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの時刻は、平成二十年十二月八日午前八時十分頃である。

二について

海上保安庁の巡視船（以下「巡視船」という。）により御指摘の調査船の船名、行動の態様等を確認し、調査船が我が国領海内において国際法上認められない徘徊等<sup>はいかい</sup>を行っていると判断したため、巡視船から調査船に対して、領海外への退去要求を行うとともに、我が国の同意のない調査活動は認められない旨の警告を行った。

また、関係省庁が連携して対策を講じる必要があるため、海上保安庁から関係省庁に対し迅速に情報提供を行った。

三について

政府として、御指摘の調査船に関して、外交ルートを通じて中華人民共和国政府に対し最初に抗議を行ったのは、平成二十年十二月八日午前十一時頃である。

四について

御指摘の抗議を行ったのは、平成二十年十二月八日午後一時四十分頃である。

五について

御指摘の抗議に対し、崔天凱駐日中華人民共和国大使からは、すぐに本国に連絡する旨の回答があった。

六について

巡視船から御指摘の調査船に対して、領海外への退去要求及び我が国の同意のない調査活動は認められない旨の警告を繰り返した。

七について

御指摘の調査船が、我が国からの即時退去要求にもかかわらず、我が国領海において長時間にわたり航行していた目的は不明であるが、政府としては、中華人民共和国政府に対し、強く抗議を行った。